

政治教育

～教育で政治を変えることができるか～

2010年11月30日

発表者：松本 隆宏

1. はじめに
2. 問題意識
3. 教育とは
4. 政治教育とは
5. 実際の取り組み
6. おわりに

1. はじめに

衆院選の郵政選挙・政権交代選挙を振り返ってみると、どちらかが大勝し、または大敗するという現状がある。これは無党派層の増加によって彼・彼女らの投票行動が不安定であるからだと思われる。選挙制度の性質上、このような結果になることは仕方のないことのように思われる。

しかし、彼・彼女らは果たして十分な情報を得たうえで投票を行っているのだろうか。また、投票などの政治参加によって自分の意見を表明しているのだろうか。これらの問題の解決策の一つとして政治教育を取り上げていく。

2. 問題意識

若年層の投票率の低さ...他の年代と比べ、低い

無関心層が多い 無関心層が多いほど、棄権が多くなる

投票の質

- ・投票率を上げるのみの施策 考えのない投票の増加を招く

Cf)戦時中の投票率(1942年)...83.2%

プロパガンダや制限選挙など情報が制限、言論の自由が保障されていない

- ・義務感による投票：積極的な理由ではない

3. 教育とは

制度的教育と非制度的教育

制度的教育：学校教育

- ・日常生活では体験できないことについて書物を通じて教える
Ex)世界の文化、古代の文化

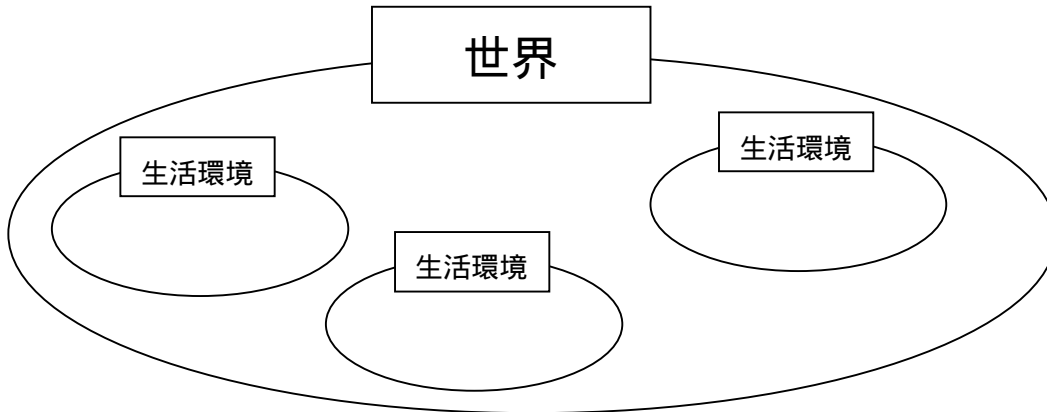


図6 筆者作成

- ・日常生活との乖離：抽象的な内容となる
現実離れした事柄を教える傾向がある
わかりにくいので、興味を持ちづらくなる

非制度的教育：社会教育・家庭教育

- ・直接的に事柄を経験できる = 理解しやすい
- ・学ぶ範囲が限定的
- ・環境によって偏向がかかる 意見が偏ったものになる

4. 政治教育とは

(1)教育基本法の観点

・教育基本法 14 条

第一項

「良識ある公民たるに必要な政治的教養は教育上これを尊重しなければならない」

- ・政治的教養
 - a)制度についての知識：政治体制、選挙制度、地方自治などの仕組み
 - b)論理的思考：問題に対して批判的、論理的に分析できる能力
 - c)政治道徳・政治信念：民主主義の意義、他者の尊重 etc...
- ・教育上尊重する
政治的教養は学校教育でも社会教育でも努めなければならない

第二項

「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育
その他政治的活動をしてはならない」

日本の政治教育が a) について教えることに従事、政治中立性を保つため
BUT 政党の性質や個別の政策について教えることは少ない

(2) 政治教育の目的

- ・ 積極的な政治参加の促進
- ・ 全体主義への没落を防ぐ
- ・ 自分の意見の確立

5. 実際の取り組み

(1) カリキュラム面

- ・ 日本の事例：品川区での「市民科」
方法的能力の育成・社会活動・職業体験等社会への関わりを重視
BUT 政治に関することはほとんどない
- ・ ドイツの事例：「民主主義を学び、生きる」プログラム
内容：モジュール 1～4 の一つあるいは複数に取り組むことを要求
政治的判断能力、政治的行為能力、方法的能力の養成
a) 政治的判断能力：事実と価値についての判断能力
b) 政治的行為能力：政治的判断能力だけでなく、考えを主張する能力
c) 方法的能力：メディア・リテラシー、読解力の養成
- ・ イギリスの事例：シティズンシップ教育(必修科目)
内容：社会的道徳的責任・コミュニティへのかかわり・政治リテラシーの育成
 - ・ 社会的道徳的責任：市民としての責任
 - ・ 政治リテラシー：批判的な分析能力4つの基礎的学習要素...重要概念・価値と姿勢・技能と適正・知識と理解

(2) 知識面

1950年代：中学・高校に民主主義を教える教科書が単独で存在
現行の教育：政党の歴史、政治制度の記述はあるが、政党の性質、
個別の政策の記述がほとんどない

(3)実践面

模擬投票

投票行為をきっかけに、選挙を中心とする政治プロセスとそこでの市民の責任について学ぶ

Ex.1)郁文館夢学園

- ・目的
投票棄権者の減少、政治的有効性感覚・選挙への意識を高める、
- ・内容
政党ポスター・マニフェストの提示、事前授業、全校集会でのマニフェスト解説 etc...
- ・投票方法
選挙管理委員会から投票箱を借りて本番を再現

Ex.2)ドイツのジュニア選挙：日本の模擬投票の見本

- ・目的
政治的な知識と判断力を持ち、政治参加を行う意識を習得すること
- ・日本との相違点
ドイツは連邦政治教育センターという専門の省庁が存在
現実の政治的争点を素材にする
政党、政治家についての教育がなされている
生徒自身の意見を確立させる教育の実施(対立・葛藤を恐れさせない)
マス・メディアの教育が外国の方がなされている
cf)教科書...かつての日本では教科書に記載

6. おわりに

民主主義は私たちの生活に欠かせないものである。だが、今まで見てきた日本で実施されている政治教育の内容は現実の政治から乖離しているのではないか。第一に政党が掲げている政策、イデオロギーなど現実の政党に関することを教えていない点である。第二にマス・メディアに関する教育がなされていない点である。第三に政治参加に関わる態度についての教育が不十分な点である。諸外国では、自分の意見を確立し、相手を尊重しつつも対立し、自分の意見を主張する。そして、政治に積極的に参加している。一方、日本では、自分の意見を主張せず、周りに流さるような国民を育ててしまう。

確かに、行き過ぎた政治教育は国民への教化の性格を強め、政治の道具として利用される恐れがある。しかし、最悪の事態を避けるためには国民一人ひとりが政治について考え、政治家を監視し、時には自分自身から積極的に政治参加をする必要がある。そのためには、政治教育を取り入れるべきである。

参考文献

- 明るい選挙推進協会『第45回衆議院議員総選挙の実態 調査結果の概要』『第44回衆議院議員総選挙の実態 調査結果の概要』明るい選挙推進協会 2010年
- 大友秀明『現代ドイツ政治・社会学習論』東信堂 2005年
- 大嶽学「我が校における模擬選挙への取り組みについて」『私たちの広場』314号
pp.6-8 明るい選挙推進協会 2010年
- ガットマン著 神山正弘訳『民主教育論』同時代社 2004年
- 木原直美「ブレア政権化における英国市民性教育の展開」『九州大学院教育学コース院生論文集』1巻 pp.99-113 2001年
- 近藤孝弘「ヨーロッパ統合のなかのドイツの政治教育」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第13号 pp.113-124 2008年
- デューイ著 松野安男訳『民主主義と教育(上)』岩波文庫 2009年
- ドーソン著 加藤秀治郎訳『政治的社会化』芦書房 1989年
- 原田詩織「品川区「市民科」教科書の政治学的分析」『学生法政論集』4巻 pp.101-117
九州大学法政学会 2010年
- 福岡政行「現代日本の政治的社会化」『法学論集』18巻 pp.323-372 駒澤大学 1978年
- 宮本憲一『高校 政治・経済』実教出版 2007年
- 武藤孝典・新井浅浩『ヨーロッパの学校における市民的社会性教育の発展』東信堂 2007年
- 文部省『民主主義』怪書房 1995年

参考 URL

明るい選挙推進協会

<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/061mag/index.html>

文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/06121913/001.pdf

神奈川大学

<http://www.hs.kanagawa-u.ac.jp/information/10062503.pdf>

衆議院議員選挙年齢別投票率の推移

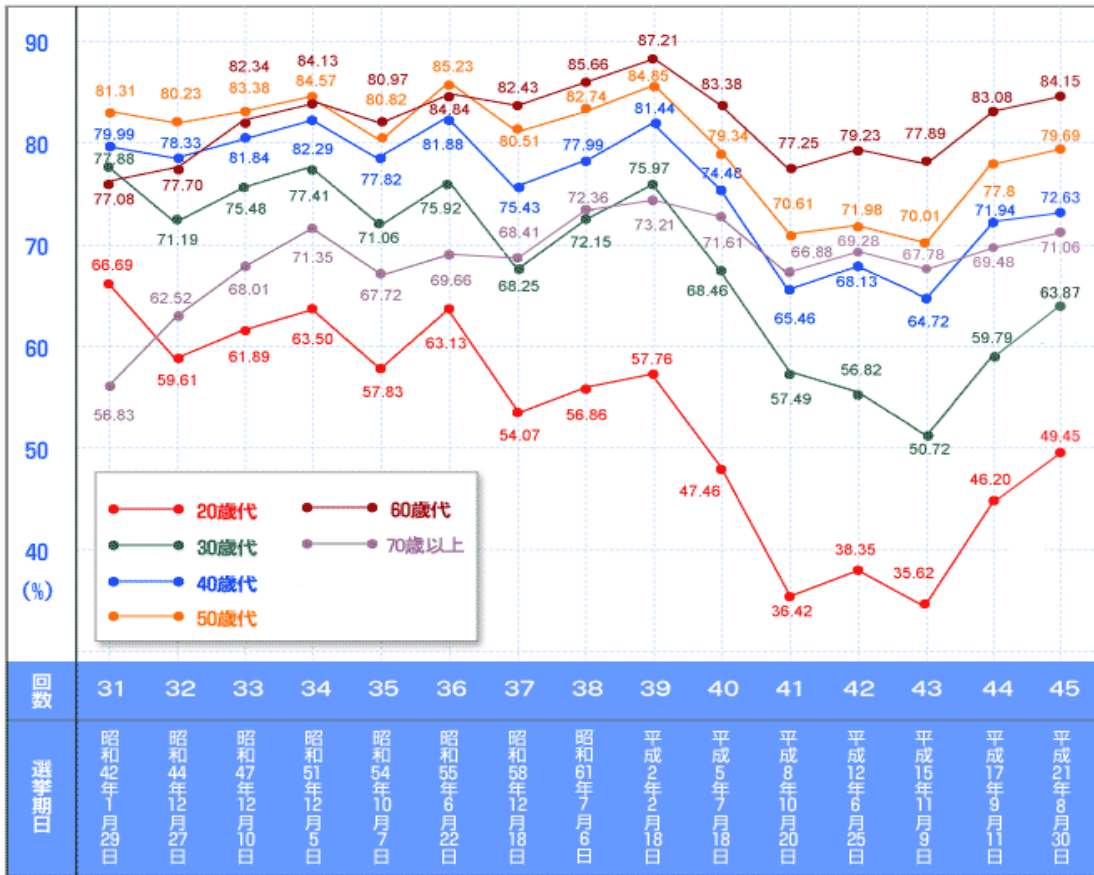


図1[出所]明るい選挙推進協会

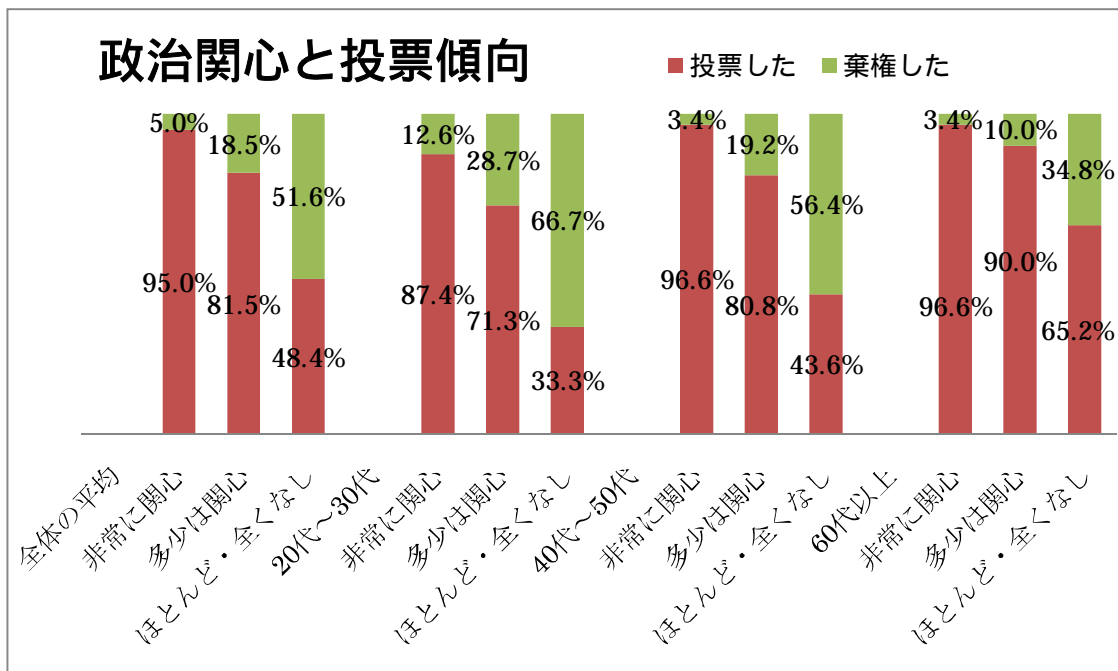


図2

[出所] 「第45回衆議院議員総選挙の実態」 明るい選挙推進協会 2010年より筆者作成

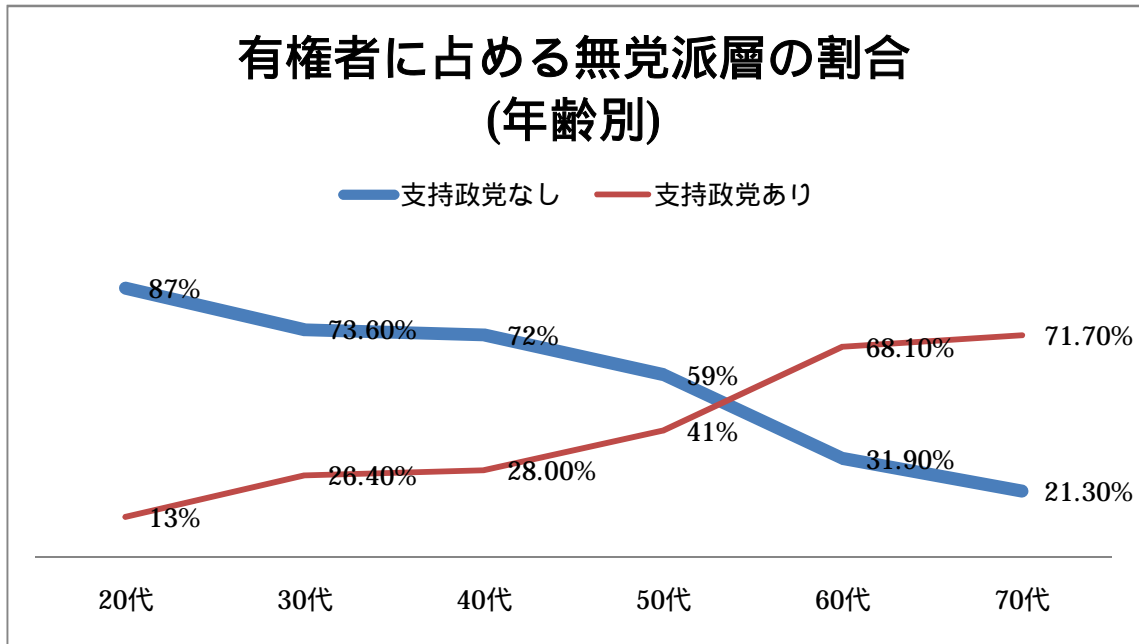


図3[出所] 神奈川大学より抜粋